

# 東日本大震災からの復興の基本方針（H23.7.29、東日本大震災復興対策本部）の概要

2011/08/12 第4回釜石市復興まちづくり委員会資料

## 1 基本的考え方

骨子の8つの考え方に、新たに2つ(以下の(新))が加えられ、10の考え方が示された。

**基本方針は**、地方公共団体の復興計画等の作成に資するよう、国の取組みの全体像を明らかにするもの。

**復興を担う行政主体は**、市町村。国は、財政、人材、ノウハウなど制度設計や支援を行なう。

県は、広域的な施策実施と、市町村の行政機能の補完等を行う。

**復興は**、「基本理念」「復興構想7原則」で推進。被災者に支援・情報を提供する。

(新) **災害に強い地域づくりで重視することは**、「命が失われない事」と「減災」。

**新しい東北の姿の創出には**、東北の多様性や潜在力を最大限活かし、一体で取組むこと。

(新) **地域経済を再生するには**、新たな投資や企業の進出を力強く支援する。

**原子力災害の復興は**、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取組む。

**有効な施策を実施するには**、立案段階から、効率性、透明性、優先度等、適切な評価を行う。

**全ての人々が住みやすい共生社会の実現には**、あらゆる場・組織に女性参画を促進する。

**世界に開かれた復興のためには**、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込む。

## 2 復興期間

・復興期間は10年間とする。

・復興需要が高まる当初の5年間は「集中復興期間」と位置付け

## 3 実施する施策

・被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策

・被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策

・東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

## 4 あらゆる力を合わせた復興支援

今を生きる国民全体が相互扶助と連携の下で其々の役割を担っていくことが必要不可欠

### (1) 国の総力を挙げた取組み

「復興特区制度」の創設：土地利用再編手続き等の特例措置、税・財政・金融上の支援

使い勝手のよい交付金等：補助事業を幅広く一括化、

### (2) 民間の力による復興

復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援

### (3) 事業規模と財源確保(新)

**事業規模**：国・地方(公費分)合わせて、集中復興期間に少なくとも19兆円程度

10年間の復興期間少なくとも23兆円程度

**財源確保に係る基本的考え方**：今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本

「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源確保の方法：平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算における財源に加え時限的な税制措置により13兆円程度を確保

**復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその用途の明確化**：つなぎとして発行する復興債は、従来の国債とは区分

**今後の進め方**：第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定

**地方の復興財源の確保**：地方交付税の加算を行なう等により地方の復興財源の手当て

## 5 復興施策

各府省一体となって、以下の復興施策を総合的かつ計画的に実施する。その際、当面の事業計画や業務の工程表を、可能な限り速やかに策定し、公表する。また、被災した地方公共団体の求めに応じて横断的な支援を行う。

### (1) 災害に強い地域づくり

高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり

「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員

土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等

被災者の居住の安定確保

市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

### (2) 地域における暮らしの再生

地域の支え合い

復興を支える人材の育成(新)

雇用対策

文化・スポーツの振興

教育の振興

### (3) 地域経済活動の再生

企業、産業・技術等

コミュニティを支える生業支援(新)

中小企業

二重債務問題等

農業

交通・物流、情報通信

林業

再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上

水産業

環境先進地域の実現

観光

膨大な災害廃棄物の処理の促進

### (4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し

再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進

世界に開かれた復興

社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進

今後の災害への備え

震災に関する学術調査、災害の記録と伝承

## 6 原子力災害からの復興

### (1) 応急対策、復旧対策

応急対策、各種支援、情報提供等

賠償・行政サービスの維持等

安全対策・健康管理対策等

放射性物質の除去等

### (2) 復興対策

医療産業の拠点整備

再生可能エネルギーの拠点整備

### (3) 政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進

## 7 復興支援の体制等

(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割：復興庁(仮称)が発足するまでの総合調整等

(2) 復興庁(仮称)の検討：省庁の枠組みを超えて、ニーズにワンストップで対応。その全体像は年内に成案。

(3) フォローアップ等：毎年度、本方針実施状況のフォローアップ、復興に関する国の予算公表